

公 募 公 告

下記のとおり公告します。

令和3年1月21日

支出負担行為担当官

那覇地方法務局長 友利りつ子

記

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 登記所備付地図作成作業用事務所の賃貸借
- (2) 契約期間 令和3年4月1日から令和3年12月28日まで
- (3) 賃貸借条件

ア 事務所1室 40平方メートル以上80平方メートル未満

イ 敷金・礼金・保証金が不要であること。

ウ 駐車台数1台以上（事務所敷地内に確保できない場合には、近隣に確保することでも可とする。）

エ 登記所備付地図作成作業の主たる作業区域内又はその隣接区域に立地していること（主たる作業区域は、那覇市若狭一丁目、二丁目、三丁目）。

2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 仲介人として公募に参加する場合にあつては、国土交通大臣又は沖縄県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (4) 契約の相手方として不適当でなく、契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(イ) 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(ウ) 役員等が，暴力団又は暴力団員に対し，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど，直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。

(エ) 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし，又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(5) 公募要領の交付を受けた者であること。

3 公募要領の交付場所及び公募に関する問合せ先

〒900-8544

沖縄県那覇市樋川一丁目15番15号

那覇地方法務局会計課用度係（伊計）

電話 098-854-7960

4 参加申込みに関する事項

公募に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は，令和3年2月10日（水）午後5時15分までに，公募要領に定める書類を添付の上，公募参加申込書を上記3の場所に提出すること（郵便による場合は，同日時

までに必着とする。)

5 契約手続

応募要件を満たすと認められる参加希望者が1者であった場合は、その者との随意契約による契約手続を、また、複数者いる場合にあつては、一般競争入札による契約手続を行うことを予定している。

以上